長浜市告示第１６９号

長浜市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成金交付要綱（令和４年長浜市告示第143号）の一部を次のように改正する。

令和７年４月１日

長浜市長　浅見　宣義

第１条中「要綱は」の次に「、疾病の予防に寄与するため」を加え、「に基づく」を「による」に、「任意で再度の定期予防接種を受ける者の経済的負担の軽減を図るとともに、疾病の発生及びまん延を予防するため、当該予防接種に要する費用を予算の範囲内において助成（以下「助成金」という。）する」を「再度の定期予防接種を受ける者に対し、予算の範囲内で造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成金（以下「助成金」という。）を交付し、その経済的負担を軽減する」に改める。

第３条中「となる者」の次に「（以下「助成対象者」という。）」を加え、「満たしている者」を「満たした者」に改め、第３号を削る。

第４条中「この要綱による」を削り、同条第１号中「当該予防接種費用」を「再接種に係る費用（抗体検査に係る費用及び医師意見書等の文書料を除く。次条において同じ。）」に改める。

第５条を次のように改める。

（助成金の額）

第５条　助成金の額は、申請者が医療機関に支払った再接種に係る費用とし、その上限額は、助成対象者が対象予防接種を受けた日の属する年度において、市が湖北医師会に委託する予防接種事業に係る委託料のうち当該対象予防接種の種類に応じた額とする。

第７条に次の１項を加える。

２　申請者は、前項の規定により認定された再接種に係る費用に対し、助成金の交付を申請することができる。この場合において、申請者は、当該再接種を受けた医療機関にその費用の全額を支払わなければならない。

第８条を削る。

第９条の見出し中「支給」を「交付」に改め、同条第１項中「助成認定者が当該対象予防接種の再接種を受けた日後、」を削り、「申請者は」の次に「、助成金の交付を受けようとするときは」を加え、同項第２号中「当該対象予防接種を再接種した」を「再接種を受けた」に改め、同条を第８条とする。

第１０条中「ときには」を「ときは」に改め、同条を第９条とする。

第１１条を第１０条とし、第１２条を第１１条とし、同条の次に次の１条を加える。

（端数計算）

第１２条　規則第２０条の３第６項の規定により、助成金の額に１，０００円未満の端数があるとき、又はその全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てないものとする。

別表を削る。
様式第３号中「、第８条」を削る。
様式第４号を次のように改める。

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

長浜市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成金交付申請書兼請求書

長浜市長　あて

申請者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
被接種者との続柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

長浜市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成金交付要綱第８条の規定に基づき、関係書類を添えて申請及び請求します。なお、当該申請の審査のため、必要な範囲で、私の住民基本台帳、市税及び国民健康保険料（税）の納付に関する資料を閲覧されることに同意します。

<table>
<tr><td colspan="2">被接種者名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">生年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日（　　歳）</td></tr>
<tr><td colspan="2">住　所</td><td colspan="3">長浜市</td></tr>
<tr><td colspan="2">医療機関名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">申請金額</td><td colspan="3">金　　円</td></tr>
<tr><td colspan="5">接種した予防接種の種類については裏面のとおり</td></tr>
<tr><td rowspan="2">振込先</td><td>金融機関名</td><td>種別</td><td>口座番号</td><td>口座名義人</td></tr>
<tr><td>銀行
信用金庫
農協
信用組合
労働金庫
本店／代理店
支店／支所
出張所</td><td>普通
当座</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（必要書類等）
・領収書及び医療費明細書の写し
・予防接種を受けたことを証明する書類（予診票又は母子健康手帳の写し）
・振込先の通帳の写し

（裏面）接種した予防接種の種類

接種日	受けた予防接種の種類	接種費用（Ａ）	助成上限額（Ｂ）	助成額（Ｃ） ※ＡとＢの少ない方の額

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。